信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がそ

の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改

正する件

○金融庁告示第

号

安定的 かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律 令

和四年法律第六十一 号)の施行に伴い、 信用金庫法第八十九条第一項に おいて準用する銀行法第十四 |条の二

 \mathcal{O} 規定に基づき、 信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するため \bigcirc 基準として定める流 動 性に係る健全

性を判断するための基準 (平成二十六年金融庁告示第五十九号) の一部を次のように改正し、 令和五年六月

一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

条第九号ハにお第二条第二十一におります。	(3) 中央清算機関(自己資本比率告示第一条第七号の二に規一〔1)・(2) 略〕	ない額以下の額であるもの)であること。 みなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられてい	庫連合会又は連結子法人等が担保として用いられていないと るものが契約において特定されない場合にあっては、信用金	際に用いられていないもの(担保として実際に用いられていまして)	基準日寿まこの、こ旦み こく保として用いるためにあらか	ヘ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又	[イ〜ホ 略]	へに掲げる要件を満たすものをいう。	に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又は	七十六 処分上制約のない資産 連結貸借対照表又は貸借対照表	[一~七十五 略]	に定めるところによる。	一条 この告示こおいて、欠の各号こ掲げる用語の意義は、当該 笠	改正後
第決第定	③ 中央清算機関(自己資本比率告示第一条第七号の二に規[⑴・⑵ 同上]					へ [同上]	[イ〜ホ 同上]			七十六 [同上]	[一~七十五 同上]	- [i	第一条 「司上」	改正前

備考 表中の []の記載は注記である。	七十七 [略]		して行う者	その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業と	二項に規定する振替機関をいう。同号ハにおいて同じ。)	振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第	
	七十七 [同上]	として行う者)その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業	定する振替機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。	する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規	ハにおいて同じ。)、振替機関(社債、株式等の振替に関	